

# 委託業務説明書

## 1 委託業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究基礎調査委託業務

## 2 事業の目的

平成19年1月に世界遺産暫定一覧表に記載された「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の世界遺産登録の推進に向けて、6世紀～8世紀における中国を中心とした東アジア文化圏における交流とこれをもとにした新たな国家形成の証としての「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値を証明するため、「飛鳥・藤原」の構成資産、価値基準をもとに、同じ文化圏にあった中国、朝鮮半島、ベトナム等の類似資産を抽出し、その価値基準等の概要を整理することにより比較研究のための基礎資料とする。

## 3 委託期間

契約の日から平成23年3月31日(木)まで

## 4 委託額(上限額)

金 3, 588千円(消費税及び地方消費税を含む。)

## 5 業務概要

### (1) 業務名

「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値の証明のための類似資産比較研究基礎調査業務

### (2) 委託内容等

#### ①類似資産の比較対象

「飛鳥・藤原」の構成資産である「宮都」、「宮都関連施設」(祭祀施設、漏刻施設、苑池、迎賓施設、工房施設等)、「仏教寺院」、「古墳」に係るもので、「飛鳥・藤原」の資産が形成された6世紀から8世紀における東アジア文化圏に含まれた中国、朝鮮半島、ベトナム等諸国における遺跡等で、既に世界遺産登録され、もしくは暫定一覧表に記載されたもの。

#### ②比較研究の手法

主に世界遺産センターや国内外の研究機関等が作成した文献等による調査

#### ③調査内容

(2)の①であげた類似資産について、下記の比較項目の例により、今後「飛鳥・藤原の宮都とその関連資産群」の顕著な普遍的価値を証明するための比較研究に際しての課題等を検討し、とりまとめる。

- ・比較対象の遺跡等が含まれる世界遺産登録のコンセプトの概要
- ・資産の概要
- ・適用される評価基準等
- ・保存管理の概要 など

(3) 打合せ協議

適宜打合せを行い、結果を取りまとめること。

(4) 成果品

- ・比較研究基礎調査報告書 10部
- ・上記磁気データ記録媒体一式 (CD-R等) 2部

(5) 納期

契約の日から平成23年3月31日までとする。

(6) 納入先

世界遺産「飛鳥・藤原」登録推進協議会事務局（奈良県地域振興部文化観光局文化課内）とする。

## 6 経理処理

経理処理にあたっては、次の点に留意すること。

- (1) 受託者は、本件業務にかかる経理処理について、他の経理と明確に区分した会計帳簿を備えるとともに、収入額及び支出額を記載し、経費の使途を明らかにしておかなければならないこと。
- (2) 経理にあたっては、その支出の内容を証する種類を整備し、会計帳簿とともに、事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、奈良県知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならぬこと。
- (3) 委託契約額が確定した結果、概算払いにより受託者に交付した委託費に残額が生じたとき、又は委託費により発生した収入があるときは、奈良県は受託者に対し返還を求めることになること。

## 7 業務報告等

- (1) 受託者は、業務が終了したときは、次に掲げる事項を内容に含む実績報告書を作成し、平成23年3月31日までに奈良県知事あて提出すること。
- (2) 奈良県知事は、実績報告を受けた場合は、その書類の内容を審査し、必要があるときは報告を求め、または奈良県職員に事業場へ立ち入り、帳簿書類その他の物件を検

査させ、もしくは関係者に質問させるなど必要な調査を行うことができる。

## 8 業務上知り得た情報の秘密保持

受託者及び業務従事者等(本件業務に直接・間接を問わず関わる全ての者)は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。

また本件業務の遂行以外の目的に使用してはならない。これらのことは、本件業務終了後においても同様とする。

## 9 その他留意事項

- (1) 本件業務の実施の際に生じた特許権等の知的財産権は、原則として委託元である奈良県に帰属するものであること。
- (2) 本件業務を行う事業主に対する委託費の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすことになる各種助成金との併給はできないこと。
- (3) 本事業は国庫補助金を受けて実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3号による検査の対象となることがある。

以上